

FAQ

【はじめに】	1
【受領書の確認等関係】	2
問1 土砂の搬出後に搬出先の管理者に交付を求める土砂受領書は、搬出量土砂量500m ³ 以上が対象であると考えて良いでしょうか。	2
問2 搬出元の元請建設工事事業者等が行う最終搬出先までの記録の除外規定「国又は地方公共団体が管理する場所」には、国又は地方公共団体が民間業者に管理委託している場合も含まれるのでしょうか。	2
問3 搬出元の元請建設工事事業者等が行う最終搬出先までの記録の除外規定「国又は地方公共団体が管理する場所」には、公社など地方公共団体の外郭団体が管理する場合も含まれるのでしょうか。	2
問4 搬出元の元請建設工事事業者等が行う最終搬出先の記録は、搬出量土砂量500m ³ 以上が対象であると考えて良いでしょうか。	3
問5 スtockヤードでは複数の建設工事で発生した土砂が混ざるため、搬出元の元請建設工事事業者等が最終搬出先を確認することは困難ではないでしょうか。	3
問6 搬出先を非登録stockヤードとする場合に土砂を搬入元別に区分管理する以外の方法は、ありますでしょうか。	3
問7 元請建設工事事業者等は建設工事が完了した後にstockヤードから再搬出される可能性があるが、いつまで確認を行えばよいのでしょうか。	4
問8 共同企業体(JV)が施工した建設工事の完了しJV解散後にstockヤードから再搬出される可能性がある場合には、誰が最終搬出先の確認を行えばよいのでしょうか。	4
問9 運用1.(4)に示された再搬出時に作成する書面(参考例)では、土砂量の確認について概ね一致することを確認するとされていますが、許容値はあるのでしょうか。	4
問10 搬出先の管理者から土砂受領書の交付が得られない場合には、どうすればよいのでしょうか。	5
問11 建設発生土を異なる搬出先にそれぞれ200m ³ 、300m ³ 搬出する場合、受領書の交付を求める必要はありますか。	5

問12 建設発生土を異なる搬入元からそれぞれ200m ³ 、300m ³ 搬入する場合、搬入元から受領書の交付を求められていない場合であっても、受領書の交付を行う必要はありますか.....	5
問13 当該工事に200m ³ しか搬入しませんが、搬入元から受領書の交付を求められました。交付を行う義務はありますか.....	6
問14 国又は地方公共団体が管理する場所に搬出する場合、受領書の交付を求める必要はありますか.....	6
問15 山砂を購入する場合や砂利採取土を搬入する場合、受領書の交付を行う必要はありますか.....	6
問16 工事で発生した土を現場内に仮置きし、次の工事で埋戻しや築堤に使用する場合、受領書の交付を求める必要はありますか。求める必要がある場合、誰に求めればよいでしょうか。.....	6
問17 計画に記載された搬出先から他の搬出先に搬出された場合、受領書の交付を求める必要がありますか。.....	7
問18 土砂搬出及び受領証明書にある「搬出元と搬出先が同一の場合」とは、具体的にどのような場合が想定されますか。.....	7
問19 受領書や搬出証明書の様式に規定はありますか。既にダンプ運行管理票により搬出先等を確認していますが、新たに受領書を作成する必要はありますか。.....	8

【計画書の作成等関係】.....9

問1 再生資源利用[促進]計画の作成は現場ごとですか。契約ごとですか。.....	9
問2 再生資源利用[促進]計画の作成対象となる建設工事は、どのような規模の工事でしょうか。.....	9
問3 汚染土壌の搬出は再生資源利用促進計画に含まれるのでしょうか。.....	9
問4 改正された省令の施行日以後に建設工事の変更契約を行い、土砂量が再生資源利用[促進]計画の作成対象規模以上となった場合には、同計画の作成は必要ですか。.....	10
問5 工事現場外に土砂を一時堆積し当該工事で再利用する場合にも再生資源利用促進計画の作成は必要となるのでしょうか。.....	10
問6 年間施工金額25億円未満の建設業者も再生資源利用[促進]計画を作成する必要があるのでしょうか。.....	10
問7 土砂の搬出先が適正であることの事前確認は、搬出量土砂量500m ³ 以上が対象であると考えて良いのでしょうか。.....	11
問8 再生資源利用[促進]計画の様式は定められていますか。.....	11

- 問9 現場掲示する再生資源利用[促進]計画書の大きさに定めはありますか。11
- 問10 再生資源利用[促進]計画は、いつまでに作成すれば良いですか。.....11
- 問11 盛土規制法の規制区域が設定されておらず、許可や届出が行われていない場合には、土砂の搬出先の適正はどのように確認すれば良いですか。11
- 問12 土砂の搬出先が盛土規制法の許可を申請中である場合には、適正な搬出先と見なすことができますか。.....12
- 問13 発注者等が行った土壌汚染対策法の手続きを確認することとなっていますが、どのように行えば良いですか。.....12
- 問14 再生資源利用[促進]計画は行政に提出する必要がありますか(建設リサイクル法第10条の届出とは違うのでしょうか)。.....12
- 問15 再生資源利用[促進]計画の発注者への説明の方法や説明者に定めはありますか。.....12
- 問16 再生資源利用[促進]計画の建設現場への掲示は、現場内で良いでしょうか。.....13
- 問17 再生資源利用[促進]計画を現場掲示する期間に定めはありますか。...13
- 問18 再生資源利用促進計画を作成しなかった場合にどのような罰則がありますか。.....13
- 問19 処分場だと思って搬出したが、もし処分場が土を搬出した場合でも、元請建設工事事業者等は最終搬出先までの確認義務を果たさないといけないのか。.....13
- 問20 工事の途中で建設発生土の搬出が500m³を超えることが明らかになった場合、再生資源利用促進計画の作成は必要でしょうか。.....14
- 問21 搬出先からさらに他の搬出先に搬出された場合、再度搬出先の適正性を確認する必要はありますか。また、新たに作成しなければならない資料はありますか。.....14

【はじめに】

本FAQは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）（以下、「法」という。）及び次の政令、省令、並びに省令の運用等に関して、一問一答形式で回答するものです。

- ①資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成 3 年政令第 327 号）（以下、「政令」という。）
- ② 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第 19 号）（以下、「再生資源省令」という。）
- ③ 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第 20 号）（以下、「指定副産物省令」という。）
- ④建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用（以下、「運用」という。）

【受領書の確認等関係】

問1 土砂の搬出後に搬出先の管理者に交付を求める土砂受領書は、搬出量土砂量500m³以上が対象であると考えて良いでしょうか。

(答)

指定副産物省令第6条第1項では、再生資源利用促進計画(同省令第8条第1項に定める搬出量以上のもの)に記載した搬出先に搬出した場合には、搬出先の管理者に受領書の交付を求めることとしています。

なお、搬出量が同省令第8条第1項に規定する規模未満の建設工事であって発注者から同計画を作成するよう定められている場合には、搬出先の管理者への受領書交付の求めなど第6条第1項から第3項に規定する事項の実施を求められる場合もあり得るため、要否が不明な場合は発注者に確認ください。

問2 搬出元の元請建設工事事業者等が行う最終搬出先までの記録の除外規定「国又は地方公共団体が管理する場所」には、国又は地方公共団体が民間業者に管理委託している場合も含まれるのでしょうか。

(答)

運用1.(4)1)で解説しているとおり、「国又は地方公共団体が管理する場所」とは、国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付するものとしており、委託されている民間業者の名義で受領書が交付される場合は含まれません。

問3 搬出元の元請建設工事事業者等が行う最終搬出先までの記録の除外規定「国又は地方公共団体が管理する場所」には、公社など地方公共団体の外郭団体が管理する場合も含まれるのでしょうか。

(答)

含まれません。なお、運用1.(4)1)で解説しているとおり「その他公共性のある場所であって国土交通大臣が定めるもの」は現時点では定められていません。

問4 搬出元の元請建設工事業業者等が行う最終搬出先の記録は、搬出量土砂量500m³以上が対象であると考えて良いでしょうか。

(答)

指定副産物省令第6条第3項では、再生資源利用促進計画(同省令第8条第1項に定める搬出量以上のもの)に記載した場合には、最終搬出先までの記録が必要となります(指定副産物省令第6条第3項第1号から3号の除外規定の場所を除く)。なお、搬出量が同省令第8条第1項に規定する規模未満の工事であって発注者から同計画を作成するよう定められている場合は、最終搬出先の記録など第6条第1項から第3項に規定する事項の実施を求められる場合もあり得るため、要否が不明な場合は発注者に確認ください。

問5 スtockヤードでは複数の建設工事で発生した土砂が混ざるため、搬出元の元請建設工事業業者等が最終搬出先を確認することは困難ではないでしょうか。

(答)

元請建設工事業業者等が民間Stockヤードを活用する場合には、土砂がどこに運ばれたのか等を明確にするために、土砂が混合しないよう搬入元別に区分管理した非登録Stockヤードか、混合しても最終搬出先までの確認を行う登録Stockヤード(※)か、いずれかを搬出先として選択頂く必要があります。また、非登録Stockヤードに搬出した場合は、指定副産物省令第6条第3項により元請建設工事業業者等が最終搬出先までの確認義務を負います。

元請建設工事業業者等におかれましては、取引のあるStockヤードに対して、Stockヤード運営事業者登録規程をご紹介しますようお願いいたします。

※Stockヤード運営事業者登録規程(令和5年 国土交通省告示第157号)第3条に基づき、国土交通大臣の登録を受けたStockヤードをいう(以下、同じ)

問6 搬出先を非登録Stockヤードとする場合に土砂を搬入元別に区分管理する以外の方法は、ありますでしょうか。

(答)

非登録ストックヤードに搬出する場合には、指定副産物省令第6条第3項により元請建設工事事業者等は最終搬出先までの確認義務を負います。このため、土砂の搬入元別の再搬出先が特定可能なよう管理される場所を選定することが必要となります。区分管理以外の方法としては、例えば一定期間内に受け入れた全ての土砂を1つの再搬出先に搬出し更地にした上で次の受入れを行うといった方法が考えられます。

問7 元請建設工事事業者等は建設工事が完了した後にストックヤードから再搬出される可能性があるが、いつまで確認を行えばよいのでしょうか。

(答)

非登録ストックヤードに搬出した場合は、指定副産物省令第6条第3項により元請建設工事事業者等が最終搬出先までの確認した書面を作成し、当該建設工事の完成日から5年間保存する義務を負います。なお、最終搬出先までの確認期間の上限は定めていません。

問8 共同企業体(JV)が施工した建設工事の完了しJV解散後にストックヤードから再搬出される可能性がある場合には、誰が最終搬出先の確認を行えばよいのでしょうか。

(答)

原則として全ての構成員に確認義務があります。なお、簡素化のため、事前に共同企業体運営委員会等で解散後に最終搬出先を代表して確認をする構成員を定めておき、確認した構成員が他の構成員へ確認状況を共有する等の方法により、全ての構成員において確認を行うという対応も考えられます。

問9 運用1.(4)に示された再搬出時に作成する書面(参考例)では、土砂量の確認について概ね一致することを確認するとされていますが、許容値はあるのでしょうか。

(答)

元請建設工事事業者等には、指定副産物省令第6条第2項の規定により計画した進出先と搬出先の名称及び所在地が一致することを確認すること、同条第3項

の規定により計画した搬出先から他の搬出先に更に搬出された場合には、搬出先の名称及び所在地を書面に記載することを求めています。

搬出先が複数ある場合に、当該書面において搬出先の記載漏れがないことを確認するよう概ね一致することを確認するよう求めているものであり、誤差の許容量は特に定めていません。

問10 搬出先の管理者から土砂受領書の交付が得られない場合には、どうすればよいのでしょうか

(答)

運用1.(3)で解説しているとおり、搬出先から受領書の交付が得られない場合においては、土砂の搬出元の元請建設工事業業者等は、あらかじめ搬出先の所在地や搬出量、搬出完了日を記録しておくことや、土砂搬出を他の者に委託して行う場合には、ダンプトラックごとの管理券や運行記録など搬出を証する書類を保存しておくことも必要です。

ただし、元請建設工事業業者等が、搬出先が「盛土利用等」と認識していた場合においても、搬出先が土砂を更に他の場所へ搬出した場合には、当該搬出先を記録することが必要となることから、搬出先に対して趣旨を理解していただき受領書の交付を依頼することが重要であるとともに、受領書を交付して頂ける搬出先を選定することも重要となります。

問11 建設発生土を異なる搬出先にそれぞれ200m³、300m³ 搬出する場合、受領書の交付を求める必要はありますか

(答)

再生資源利用促進計画に記載した建設発生土の搬出先が複数ある場合は、それぞれに対し受領書の交付を求める必要があります。

問12 建設発生土を異なる搬入元からそれぞれ200m³、300m³ 搬入する場合、搬入元から受領書の交付を求められていない場合であっても、受領書の交付を行う必要はありますか

(答)

再生資源利用計画に記載した搬入元から建設発生土を搬入する場合は、受領書の交付を行う必要があります。

問13 当該工事に200m³しか搬入しませんが、搬入元から受領書の交付を求められました。交付を行う義務はありますか

(答)

再生資源利用計画を作成していない場合は受領書の交付義務はありませんが、搬入元から交付を求められた場合は交付にご協力ください。

問14 国又は地方公共団体が管理する場所に搬出する場合、受領書の交付を求める必要はありますか

(答)

計画に記載した搬出先が国又は地方公共団体が管理する場所であっても、受領書の交付を求め、交付を受ける必要があります。国又は地方公共団体においては、元請建設事業者等から受領書の交付の求めがあった場合は、適切にご対応ください。

なお、国又は地方公共団体から発行された受領書がある場合は、指定副産物省令第6条第3項に規定する最終搬出先までの確認は不要となります。

問15 山砂を購入する場合や砂利採取土を搬入する場合、受領書の交付を行う必要はありますか

(答)

工事現場に搬入する土が建設発生土でない場合は、受領書の交付を行う必要はありません。

一方、建設発生土を改良した土を購入する場合は、受領書の交付を行うことが必要です。

問16 工事で発生した土を現場内に仮置きし、次の工事で埋戻しや築堤に使用する場合、受領書の交付を求める必要はありますか。求める必要がある場合、誰に求めればよいでしょうか。

(答)

利用先が決定している土であっても、当該建設工事の元請建設工事事業者等の管理を離れる場合は、再生資源利用促進計画を作成し、受領書の交付を求める必要があります。受領書の交付を求める相手は、搬出先となる次の工事の元請事業者や土地の管理を行う者が想定されます。

問17 計画に記載された搬出先から他の搬出先に搬出された場合、受領書の交付を求める必要がありますか。

(答)

受領書の交付を求める必要はありませんが、他の搬出先に関する①～⑤事項を記載した書面を作成し、建設工事の完成日から5年を経過する日まで保存する義務があります。

- ① 搬出先の名称及び所在地
- ② 搬出先の管理者の照合、名称又は氏名
- ③ 搬出元の名称及び所在地
- ④ 搬出量
- ⑤ 搬出先への搬出が完了した日

他の搬出先に関する書面を作成する際は、HPの「別添1 計画に記載した搬出先から他の搬出先に搬出された場合等に作成する書面(参考例)」を参考にしてください。

なお、受領書の交付を受け、他の搬出先に関する書面の作成に代えることは可能です。

問18 土砂搬出及び受領証明書にある「搬出元と搬出先が同一の場合」とは、具体的にどのような場合が想定されますか。

(答)

HP掲載の「補足説明及び運用について」では、受領書は事後的に確認できるようにするための証明資料であり、搬出元と搬出先が同一である場合には、搬出先に搬出したことを証する書面(土砂搬出及び受領証明書)を作成し、受領書と見なすものとしています。ここでいう「搬出元と搬出先が同一の場合」とは、元請建設工事事業者等が自社のストックヤードに搬出する場合が想定されます。

一方、例えば一連の事業で搬出元と搬出先の工事の発注者が同一の場合であっても、交付を受ける主体は元請建設工事事業者等となりますので、「搬出元と搬出先が同一の場合」には該当しません。

問19 受領書や搬出証明書の様式に規定はありますか。既にダンプ運行管理票により搬出先等を確認していますが、新たに受領書を作成する必要がありますか。

(答)

様式に規定はありませんが、HP の「補足説明及び運用について(p4)」に参考様式を公表しています。

既に独自の様式で搬出先や搬出量等を管理している場合は、既存のもので受領書に記載すべき内容が確認できるのであれば、代用可能ですので、新たに受領書を作成する必要はありません。

【計画書の作成等関係】

問1 再生資源利用[促進]計画の作成は現場ごとですか。契約ごとですか。

(答)

再生資源利用[促進]計画の作成義務は、元請建設工事事業者等にあり、元請業者にあつては契約単位、自主施工者にあつては建設工事ごととなります。よって、建設現場に複数の区画がある分譲住宅工事などを1つの契約で受注した場合には、当該契約に含まれる建設現場全体の建設資材の搬入量又は指定副産物の搬出量により再生資源利用[促進]計画の作成の可否を判断いただく必要があります。

問2 再生資源利用[促進]計画の作成対象となる建設工事は、どのような規模の工事でしょうか。

(答)

元請建設工事事業者等は、再生資源省令第9条第1項に規定する規模以上の建設資材を搬入する場合、又は指定副産物省令第8条第1項に規定する規模以上の指定副産物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用[促進]計画を作成する必要があります。なお、発注者によって同省令に定める規模未満であっても同計画を作成するよう定めている場合があります。

問3 汚染土壌の搬出は再生資源利用促進計画に含まれるのでしょうか。

(答)

含まれません。汚染土壌は土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)や関係する地方公共団体の条例に基づき適正に処分されるべきものです。なお、指定副産物省令では発注者等が行った土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)等の手続きを元請建設工事事業者等が確認することとしています。

問4 改正された省令の施行日以後に建設工事の変更契約を行い、土砂量が再生資源利用[促進]計画の作成対象規模以上となった場合には、同計画の作成は必要ですか。

(答)

再生資源省令及び指定副産物省令の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第65号)により施行日(令和5年1月1日)以降に新たに請負工事を締結した建設工事については、土砂の搬入量及び搬出量に係る同計画の作成対象規模を1000m³以上から500m³以上に引き下げました。

なお、令和5年1月1日以前に請負契約を締結した建設工事は、施行日以後に変更契約を行ったとしても改正前の対象規模(1000m³以上)が適用されます。

問5 工事現場外に土砂を一時堆積し当該工事で再利用する場合にも再生資源利用促進計画の作成は必要となるのでしょうか。

(答)

「工事現場」及び「工事現場に近接した場所」、「搬出」の解釈は運用2.(1)に示したとおりです。なお、当該建設工事の請負契約図書若しくは施工計画書において工事場所と定める場所において、例えば他の建設工事の土砂と混合されないよう区分管理し当該元請建設工事事業者等の管理下にあり当該建設工事で再利用する土砂は、工事現場内利用に当たり搬出量には含まれません。

問6 年間施工金額25億円未満の建設業者も再生資源利用[促進]計画を作成する必要があるのでしょうか。

(答)

年間施工金額に関係なく元請建設工事事業者等は、再生資源省令第9条第1項に規定する規模以上の建設資材を搬入する場合又は指定副産物省令第8条第1項に規定する規模以上の指定副産物を工事現場から搬出する場合には再生資源利用[促進]計画を作成する必要があります。なお、発注者によって同省令に定める規模未満であっても同計画を作成するよう定めている場合があります。

問7 土砂の搬出先が適正であることの事前確認は、搬出量土砂量500m³以上が対象であると考えて良いでしょうか。

(答)

指定副産物省令第8条第3項により再生資源利用促進計画作成に際して行う、搬出先が適正であることなど同項第1号から3号の確認は、搬出土砂量500m³以上の工事を対象としています。

問8 再生資源利用[促進]計画の様式は定められていますか。

(答)

再生資源省令及び指定副産物省令では記載項目を定めていますが、具体的な様式は定めていません。なお、国土交通省のホームページに参考様式を掲載していますので御活用下さい。

問9 現場掲示する再生資源利用[促進]計画書の大きさに定めはありますか。

(答)

指定副産物省令及び再生資源省令では具体的に大きさは定めていませんが、公衆に見えやすいようA3判以上の大きさを掲示下さい。なお、国土交通省のホームページに参考様式を掲載していますので御活用下さい。

問10 再生資源利用[促進]計画は、いつまでに作成すれば良いですか。

(答)

当該建設資材の搬入又は当該建設副産物の搬出を行う前に計画書を作成又は変更し、発注者へ提出・説明のうえ工事現場の公衆の見えやすい場所に掲示等を行う必要があります。

問11 盛土規制法の規制区域が設定されておらず、許可や届出が行われていない場合には、土砂の搬出先の適正はどのように確認すれば良いですか。

(答)

運用の別添2「確認結果票作成に当たっての解説」に考え方等を示していますので御覧下さい。

問12 土砂の搬出先が盛土規制法の許可を申請中である場合には、適正な搬出先と見なすことができますか。

(答)

適正な搬出先であることを確認するには、確認時点で許可済みである必要があります。

問13 発注者等が行った土壌汚染対策法の手続きを確認することとなっていますが、どのように行えば良いですか。

(答)

運用の別添2「確認結果票作成に当たっての解説」に考え方等を示していますので御覧ください。

問14 再生資源利用[促進]計画は行政に提出する必要がありますか(建設リサイクル法第10条の届出とは違うのでしょうか)。

(答)

建設リサイクル法第10条に基づく届け出と指定副産物省令第8条等に基づく再生資源利用[促進]計画の作成は異なる制度であり、それぞれ対応が必要です。なお、再生資源省令及び指定副産物省令に基づき同計画を作成した際に行政へ提出する規定はありませんが、計画を作成した際は発注者への提出・説明と建設現場の公衆の見えやすい場所に掲示する必要があります。

問15 再生資源利用[促進]計画の発注者への説明の方法や説明者に定めはありますか。

(答)

指定副産物省令及び再生資源省令では、特に定めていません。当該建設工事の契約図書等で受注者から発注者への報告方法等が決められている場合には、従って下さい。

問16 再生資源利用[促進]計画の建設現場への掲示は、現場内で良いでしょうか。

(答)

建設現場の公衆の見えやすい場所に掲示することとしていますので、工事関係者だけでなく、周辺住民等からも見えやすい場所へ掲示下さい。

ただし、高速道路上の工事など工事現場に隣接した場所では公衆の閲覧が困難な場合には、現場事務所など閲覧可能な場所を選定下さい。

問17 再生資源利用[促進]計画を現場掲示する期間に定めはありますか。

(答)

当該建設資材の搬入又は当該建設副産物の搬出を行う前から掲示し、工期末まで掲示する必要があります。

問18 再生資源利用促進計画を作成しなかった場合にどのような罰則がありますか。

(答)

指定副産物省令に照らして取組が不十分であると認める場合等には、国土交通大臣は、資源有効利用促進法第35条及び第36条に基づき、指導・助言、勧告・公表・命令を行います。当該命令に違反した場合は、50万円以下の罰金が科せられます。

問19 処分場だと思って搬出したが、もし処分場が土を搬出した場合でも、元請建設工事事業者等は最終搬出先までの確認義務を果たさないといけないのか。

(答)

運用1.(2)2)に記載のとおり、元請工事事業者等の責任を明確にするため、受領書に利用種別として「盛土利用等」か「一時堆積」かを明記するよう搬出先にご依頼ください。

利用種別が「盛土利用等」の記載の場合は、持ち込まれた者が土砂の管理を引き継ぐものと考えられるため、元請工事事業者等によるその後の追跡は不要となります。

問20 工事の途中で建設発生土の搬出が 500m³ を超えることが明らかになった場合、再生資源利用促進計画の作成は必要でしょうか。

(答)

省令第8条第7項のとおり、指定副産物を工事現場から搬出する計画に変更が生じた場合は、速やかに再生資源利用促進計画を作成(変更)する必要があります。さらに、建設発生土の搬出が500m³を超える場合は、搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出先から受領書の交付を受けることも必要です。

問21 搬出先からさらに他の搬出先に搬出された場合、再度搬出先の適正性を確認する必要はありますか。また、新たに作成しなければならない資料はありますか。

(答)

他の搬出先の適正性を確認する必要はありませんが、登録ストックヤード事業者は最終搬出先までの確認義務は生じますので、HP 掲載の「別添1 計画に記載した搬出先から他の搬出先に搬出された場合等に作成する書面(参考例)」を参考に資料を作成してください。

ただし、以下に搬出した場合は、最終搬出先までの確認は不要です。

- ・国又は地方公共団体が管理する場所
- ・他の建設現場で利用する場合
- ・登録ストックヤード